

○総務省告示第百七十号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月二十二日

総務大臣 山本 早苗

第1の1(1)ア(エ)後段並びにイ(ア)D及びウ(ウ)後段を削り、同1(4)中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送については、当該超高精細度テレビジョン放送（衛星基幹放送試験局を用いて行われる試験放送を除く。）が開始するまでの間に、将来の実用化に資するため、放送衛星業務用の周波数の1を使用する協会及び協会以外の基幹放送事業者による試験放送（衛星基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。）を実施できるようにすること。この場合において、当該試験放送については、協会及び協会以外の基幹放送事業者の2者により、1の周波数を分割して、又は当該周波数を一定時間ずつ使用することとし、1日当たりの放送時間は、それぞれ12時間以内（1の周波数を分割せずに使用する場合に限る。1の周波数を分割して使用する場合には、

周波数の分割方法に応じてこれに相当する割合となる時間以内)とする。

第3の1(3)オ(ウ)を削る。

第3の2(3)ウの表を次のように改める。

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
テレビジョン放送	全 国	43程度～65程度(注)

(注) 1の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。